

経営事項審査の工事経歴書の記載方法等について

経営事項審査における工事経歴書の記載方法および確認方法を下記のとおりとします。

記

1 工事経歴書の記載方法

工事経歴書に下請工事を記載する場合（県内で官公署が発注した公共工事に限ります。民間工事および県外の工事は除きます。）は、当該下請工事の記載内容の下に、元請工事の「注文者」および「工事名」を併記してください。

【記載例】

注文者	元請又は下請の別	工事名	～略
○△建設 (県)	下請	道路補修工事 (県単) 道路改良工事 (地方特定) その3工事 一般県道○×線	～略

2 工事経歴書の確認方法

工事経歴書に記載のある下請工事のうち、県内で官公署が発注した公共工事については、発注者に提出された下請届（県発注工事においては、土木工事において使用する特記仕様書11に規定する「工事元請・下請関係者（変更）届出書」）により、当該工事の発注事実を確認します。
上記確認ができない下請工事については、完成工事高として認めないものとします。

3 適用日

平成23年1月4日以後に申請を受け付ける経営事項審査から適用します。